

健康福祉審議会	2022/5/30	資料2-2
第10回 健康・介護・高齢者部会		

■ 「中野区高齢者保健福祉計画・  
第8期介護保険事業計画」 進捗状況  
(令和4年3月)

## ■目次

課題	施策	主な取組	ページ		
1 総合的な介護予防・生活支援	1 総合的な介護予防・生活支援の推進	①高齢者の健康づくり・介護予防の普及啓発事業の充実	3		
		②高齢者会館の機能充実	3		
		③介護予防の体系化と充実	4		
		④地域における介護予防や生活支援の取組の促進	4		
2 生きがいづくりの支援	2 生きがいづくりの支援	①高齢者の居場所づくり・活動の支援	5		
		②シルバー人材センターへの支援	5		
2 在宅医療と介護の連携	1 在宅医療・介護連携体制の推進	①多職種による連携の推進	6		
		②退院後等に円滑に在宅療養につなげるための相談体制の強化	6		
		③在宅医療・介護人材の養成	6		
		④24時間365日の在宅医療・介護の提供体制の推進	7		
		⑤介護施設・在宅サービス等の「新たな介護需要増」への対応	7		
		⑥区民が望む在宅療養生活の実現	7		
	2 在宅療養に関する区民への啓発、理解促進	2 在宅療養に関する区民への啓発、理解促進	①在宅療養、在宅での看取り等についての区民への啓発	8	
			②かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬局の推進	8	
			③認知症への理解促進と地域での対応力の向上	9	
			④認知症予防への取組	9	
3 認知症対策と虐待防止	1 認知症とともに暮らすための地域支援体制の構築	③認知症の早期発見・早期対応への取組	10		
		④地域での生活を支える介護サービス等の充実	10		
		⑤認知症相談体制の強化	10～11		
		⑥認知症の本人や家族、支援者等への支援や居場所づくり	11		
		⑦若年性認知症への取組	11		
		2 高齢者の虐待防止	2 高齢者の虐待防止	①虐待防止のための啓発・広報活動	12
				②関係機関との連携強化	12
	③高齢者虐待対応マニュアルの周知			13	
	4 いつまでも安心して暮らし続けていけるための基盤整備	1 在宅生活を支援するサービスの充実	④緊急一時宿泊事業の実施	13	
			⑤介護ストレス解消のための相談対応や家族同士の交流の充実	13	
①一人暮らし高齢者等への支援			14		
2 住み慣れた地域で暮らし続けるための住まいの確保		2 住み慣れた地域で暮らし続けるための住まいの確保	②地域密着型サービス拠点の整備	14	
			③要介護高齢者等に対するショートステイの充実	14	
			①高齢者のための住宅の確保	15	
			②認知症高齢者グループホームの誘導整備	15	
			③都市型軽費老人ホームの誘導整備	16	
			④特定施設入居者生活介護の誘導	16	
3 入所型施設の整備促進		3 入所型施設の整備促進	⑤住宅型有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅の整備にかかる都区連携	16	
	①介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)の整備		17		
	②介護老人保健施設の整備		17		
4 災害や感染症等の発生に備えた体制整備	4 災害や感染症等の発生に備えた体制整備	③介護医療院の誘導整備	17		
		①災害時の避難に支援を要する区民への支援策と福祉避難所等の整備	18		
5 介護保険制度の適正な運営	1 介護保険制度の適正な運営	②感染症発生時等への対応のための事業継続支援	18		
		2 介護サービス事業所の支援と質の向上	①介護保険制度・介護サービス事業所の周知	19	
			②安定した制度運営のための取組	20	
			③医療を含む多職種、事業者間での連携促進	20	
			④苦情への対応・事故報告の活用	20	
			⑤高齢者の相談支援窓口の充実	21	
			⑥(介護予防)ケアマネジメントの質の向上	21	
	⑦介護給付費の適正化		21～22		
	2 介護サービス事業所の支援と質の向上	2 介護サービス事業所の支援と質の向上	①介護人材の確保と専門職のスキルアップや研修の体系化	23	
			②組織マネジメントへの支援と介護従事者のメンタルヘルスの向上	24	
			③事業者指定等管理事務の整備	24	
			④介護サービスの提供を担う民間サービス事業者に対する指導監督業務の効率化等	25	
			⑤第三者評価受審の推進	25	
			⑥区内の学校に通う学生への働きかけ	25	

計画進捗管理シート

計画名称	高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画
課題	1 総合的な介護予防・生活支援
実現すべき状態	高齢者の生活機能の維持・向上や生きがいづくりにつながる多様な取組や居場所が用意されています。加齢に伴う身体自立度の低下や閉じこもり等ができる限り予防され、高齢者が生きがいを持って社会参加し、自分らしくいきいきと元気で暮らしています。
施策	1 総合的な介護予防・生活支援の推進

主な取組			
①高齢者の健康づくり・介護予防の普及啓発事業の充実（計画冊子ページ:P25）			
取組内容	所管	令和3(2021)年度の取組状況と自己評価	今後の課題
<p>高齢期の早い段階でフレイルに気がつき、進行を防ぎ、あるいは回復できるよう、高齢者の健康づくり・介護予防の取組を積極的に進めています。</p> <p>さらに、フレイルだけでなく、転倒・骨折、関節疾患等を原因として運動機能が低下した人の介護予防についての取組も進めています。</p>	介護・高齢者支援課	<p>自己評価：○</p> <p>短期集中予防サービス事業の中で、運動器の機能向上プログラムを実施し、要支援相当の段階での早期の取組を進めている。</p>	<p>転倒・骨折・関節疾患等の具体的な原因を分析するためには、医療情報の活用を検討する必要があります。</p>
②高齢者会館の機能充実（計画冊子ページ:P25）			
取組内容	所管	令和3(2021)年度の取組状況と自己評価	今後の課題
<p>高齢者の居場所・活動の場、健康づくりや介護予防事業の身近な地域拠点として、高齢者会館の機能を更に充実させるとともに、地域包括支援センター等と協力し、地域における支えあい活動の一環を担う役割を強化します。</p> <p>また、地域の元気な高齢者が、運営の担い手として力を発揮する等、地域に根づいた健康づくりの輪を広げていけるよう、すこやか福祉センターでは、地域団体やNPO法人等による会館運営を支援していきます。</p>	すこやか福祉センター	<p>自己評価：○</p> <p>・地域包括支援センターの相談会や健康測定などを高齢者会館事業に組み込むなど、地域における支えあい活動の一端を担うとともに、町会をはじめとする地域団体との連携を深め、高齢者会館の運営に、地域の元気な高齢者が担い手として力を発揮できるよう取り組んでいる。</p> <p>・老朽化した会館施設の改修(空調、照明等)を進めている。</p>	<p>新型コロナウイルス感染対策を講じながら高齢者の居場所を確保し、介護予防事業の継続と充実を図る。</p>
<p>高齢者会館におけるミニデイサービス(通所型住民主体サービス)の多くは、地域の元気な高齢者が担い手となっているため、地域の専門職が支える仕組みとして、リハビリテーション等の専門職が高齢者の健康状態の確認や加齢に伴う様々な不具合への対処方法等をアドバイスすることで、地域での支えあい活動を後押ししていきます。</p>	介護・高齢者支援課	<p>自己評価：○</p> <p>・高齢者会館でのミニデイサービスの利用者等に対して、リハビリテーション専門職による支援を行った。</p> <p>・日程や内容については、1会館につき、年間3回を上限として、会館側と調整している。</p> <p>・専門職の派遣については、東京都介護予防・フレイル予防推進支援センターの専門職派遣調整事業を活用した。</p>	<p>・リハビリテーション専門職が地域の高齢者を支援する仕組みとして定着しつつある。</p> <p>・地域で活動するリハビリテーション専門職による任意団体(中野リハビリテーション協議会)が発足したため、今後は同会との連携・協力関係を構築しつつ、高齢者支援を進めていく。</p>

③介護予防の体系化と充実（計画冊子ページ:P26）			
取組内容	所管	令和3(2021)年度の取組状況と自己評価	今後の課題
<p>介護予防の基本方針に基づき高齢者の虚弱化を早期に発見し、改善を図る取組を更に進めていきます。</p> <p>リハビリテーション専門職等がケアプランの段階から関与し早期の機能回復を目指すとともに、地域での日常的な取組を継続的に進めるよう、自主団体等に対し、運動や生活機能改善に向けたアドバイスや指導を行ってまいります。</p>	介護・高齢者支援課	<p>自己評価：○</p> <p>・主に要支援相当を対象として、住宅改修や福祉用具貸与に際して、地域包括支援センターの担当者による訪問に、リハビリテーション専門職が同行し、高齢者の身体状態や生活環境を確認の上、専門的な助言を行った。</p> <p>・地域の自主団体に対して、運動や生活機能改善等のアドバイスや介護予防に関する講話を行った。</p>	地域で活動するリハビリテーション専門職による任意団体(中野リハビリテーション協議会)が発足したため、今後は同会との連携・協力関係を構築しつつ、高齢者支援を進めていく。
<p>地域での活動が介護予防につながることを共有し地域での主体的な取組の広がりを進めていきます。</p>	介護・高齢者支援課	<p>自己評価：○</p> <p>・新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い活動を自粛していた団体に対して、活動再開に向けた支援を行った。</p> <p>・新たな取組として、ICTサポーターを募集し、高齢者のICT活用を広げるための支援を開始した。</p>	<p>・新型コロナウイルス感染症の拡大の状況を考慮しつつ、地域での活動を継続できるよう支援していく。</p> <p>・ICTサポーターの地域での活動を支援していく。</p>
④地域における介護予防や生活支援の取組の促進（計画冊子ページ:P26）			
取組内容	所管	令和3(2021)年度の取組状況と自己評価	今後の課題
<p>地域で気軽に参加できる介護予防の取組として、区有施設が少ない地域に民間施設をお借りして、体操ができる場を提供してまいります。</p>	介護・高齢者支援課	<p>自己評価：○</p> <p>6か所の民間施設を会場として、「なかの元気アップ体操ひろば」を実施した。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症対策やスペースの確保の問題などとともに、新たな民間施設をどのように確保していくかが課題となっている。</p>
<p>地区担当のアウトリーチチーム(生活支援コーディネーター)の活動により地域資源の発掘を進め、より身近な地域での活動を促進するための支援を行ってまいります。</p>	すこやか福祉センター	<p>自己評価：○</p> <p>各地区のアウトリーチチームがサロンや交流の場に参加し、新型コロナウイルス感染予防策の情報交換を行うなどの活動支援を進めている。</p>	活動を休止している団体に対する、新型コロナウイルス感染対策を講じた上での活動の継続や再開の支援。
<p>地域・社会資源把握支援システムの導入により地域資源の共有化や関係者のネットワーク化を図ってまいります。</p>	介護・高齢者支援課 すこやか福祉センター	<p>自己評価：○</p> <p>地域資源に関する情報の把握や収集を進め、地域資源把握支援システム(けあプロ・navi)で公開することにより、関係者への周知や共有化を進めている。</p>	地域資源の把握・収集をアウトリーチチームが行っているが、趣旨や意義を共有化することが必要である。

計画進捗管理シート

計画名称	高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画
課題	1 総合的な介護予防・生活支援
実現すべき状態	高齢者の生活機能の維持・向上や生きがいづくりにつながる多様な取組や居場所が用意されています。加齢に伴う身体自立度の低下や閉じこもり等ができる限り予防され、高齢者が生きがいを持って社会参加し、自分らしくいきいきと元気で暮らしています。
施策	2 生きがいづくりの支援

主な取組			
①高齢者の居場所づくり・活動の支援（計画冊子ページ:P27）			
取組内容	所管	令和3(2021)年度の取組状況と自己評価	今後の課題
高齢者の居場所・活動の支援の場としては、高齢者会館だけでなく区民活動センター等も利用して事業を行うほか、町会・自治会、中野区社会福祉協議会、中野区シルバー人材センター、地域で活動するボランティア団体等と連携しながら、高齢者の居場所や活動の場づくりを進め、健康生きがいづくりや就労等の活動を支援します。	すこやか福祉センター 介護・高齢者支援課	自己評価：○ 地域における身近な通いの場である、高齢者会館や区民活動センター等において、地域住民団体や中野区社会福祉協議会等の関係機関と連携しながら各種介護予防啓発事業を実施し、来所のきっかけづくりや継続した支援を行っている。	高齢者の自主活動の促進と支援。
社会状況の変化に伴う高齢者の居場所づくりや地域活動のあり方の変化を、オンラインを活用した活動等新たなつながりや支えあいを生み出すチャンスと捉え、高齢者を対象としたICT活用を積極的に支援していきます。	介護・高齢者支援課 すこやか福祉センター	自己評価：○ ・高齢者会館にタブレット端末を配布し、「オンライン体操」の体験会を実施した。 ・ICTサポーターを募集し、研修を実施することで、29名を登録した。	高齢者会館に配布したタブレット端末を地域での介護予防事業に活用していくために、高齢者会館とICTサポーターの連携・協力を進めていく。
②シルバー人材センターへの支援（計画冊子ページ:P27）			
取組内容	所管	令和3(2021)年度の取組状況と自己評価	今後の課題
働く意欲がある高齢者のため、高齢者に適した仕事の受注や職種の開拓を行う等、高齢者自身が自主的に組織、運営にあたるシルバー人材センターに対し、人件費等の補助を実施します。	介護・高齢者支援課	自己評価：○ シルバー人材センターの円滑な事業運営のため、区からの補助金を交付することにより、高齢者の雇用の確保や福祉の増進を図ることができた。	自主財源のさらなる確保のため、関連部署との調整や事業の運営に必要な支援を継続していく。

計画進捗管理シート

計画名称	高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画
課題	2 在宅医療と介護の連携
実現すべき状態	在宅での療養を必要とする高齢者が、状態の変化に応じ、適切な医療や介護を受けられる体制が整備されています。また、在宅療養に関わる医療機関や訪問看護ステーション、介護サービス事業所、その他のサービス提供者が連携して24時間365日切れ目ないサービスを提供することにより、安心して療養生活を送ることが出来ます。
施策	1 在宅医療・介護連携体制の推進

主な取組			
①多職種による連携の推進（計画冊子ページ:P30）			
取組内容	所管	令和3(2021)年度の取組状況と自己評価	今後の課題
在宅療養者の増加に対応するために、医療と介護の資源が有効に活用できるよう、多職種の連携推進を目的とした地域ケア会議を継続し、医療介護情報連携システム等の普及や多職種の情報共有が効率的に行える体制の整備を推進します。	地域包括ケア推進課	自己評価：○ ・医療・介護従事者の代表が部会委員を担う中野区地域包括ケア推進会議在宅医療介護連携部会を開催し、在宅療養に関する様々な課題について検討、情報共有を行った。 ・医療・介護従事者に向けて医療介護情報連携システムの利用促進を図った。	医療介護情報連携システムの利用が進んでいないため、周知と利用促進に取り組む。
②退院後等に円滑に在宅療養につなげるための相談体制の強化（計画冊子ページ:P30）			
取組内容	所管	令和3(2021)年度の取組状況と自己評価	今後の課題
退院後等在宅での療養が必要となった場合に、病院と地域の資源が連携し早期に必要なサービスが提供されるよう、区の相談窓口である在宅療養コーディネーター(在宅療養相談窓口)や地域包括支援センターが区民からの在宅療養の相談の受付や関係機関の調整を行い、在宅療養生活を支援します。	地域包括ケア推進課	自己評価：○ ・在宅療養相談窓口にて在宅療養コーディネーターが区民や医療・介護従事者の在宅療養に関する相談に対応し、退院時の支援を行っている。 ・要支援者台帳システムを活用して相談者の情報を共有し、地域包括支援センターとの連携を促進した。	区内のみならず近隣区の医療機関との連携が必要となるため、在宅療養相談窓口の周知に取り組む。
③在宅医療・介護人材の養成（計画冊子ページ:P30）			
取組内容	所管	令和3(2021)年度の取組状況と自己評価	今後の課題
医療・介護従事者に対し、研修等の情報提供を積極的に行い、参加を促進します。	地域包括ケア推進課	自己評価：○ 医療介護情報連携システム等の情報ツールを活用し、研修等の情報提供を行った。	できるだけ多くの医療・介護従事者が受講できるような実施方法の検討が必要。
将来的に増大するサービスの需要に対応するため、医療・介護従事者間のより効率的な連携が必要になってくることから、多職種が参加し、連携を深めることに資する研修を開催します。	地域包括ケア推進課	自己評価：○ 医療・介護従事者の代表が部会委員を担う中野区地域包括ケア推進会議在宅医療介護連携部会にて関連する研修情報やニーズを収集し、研修内容を検討の上、企画・実施している。	できるだけ多くの医療・介護従事者が受講できるような実施方法の検討が必要。

④24時間365日の在宅医療・介護の提供体制の推進（計画冊子ページ:P30）			
取組内容	所管	令和3(2021)年度の取組状況と自己評価	今後の課題
<p>要支援・要介護高齢者が安心して在宅生活を送るために、在宅療養支援診療所や定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の24時間365日対応できる医療や介護のサービス提供体制を推進します。</p> <p>また、在宅療養者の容態急変時等に対応するため、緊急一時入院病床確保事業も継続します。</p> <p>さらに、介護者に対する適切な支援体制の確保のためにレスパイト機能の追加を検討します。</p>	地域包括ケア推進課 介護・高齢者支援課	<p>自己評価：○</p> <p>・在宅療養相談窓口にて在宅療養支援診療所や訪問看護事業所等のコーディネートを行い、24時間365日対応できる医療や介護のサービス提供体制づくりを支援した。</p> <p>・在宅療養緊急一時入院病床確保事業を実施し、在宅療養者の容態急変時等に対応する体制を継続した。</p>	定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の24時間365日対応できる医療や介護のサービスの情報が少ないため、窓口の相談を通して蓄積したり、中野区介護サービス事業所連絡会等と連携して対応する。
⑤介護施設・在宅サービス等の「新たな介護需要増」への対応（計画冊子ページ:P31）			
取組内容	所管	令和3(2021)年度の取組状況と自己評価	今後の課題
<p>療養病床入院患者の在宅医療等への移行促進による新たな介護サービスのニーズに対応するため、特別養護老人ホームや制度改正で創設された介護医療院といった介護施設での受け皿を確保するとともに、訪問介護・訪問看護等の在宅サービスの供給については、第8期計画期間中における必要量を計画的に見込み、給付費に不足が生じないように対応します。</p>	介護・高齢者支援課	<p>自己評価：△</p> <p>・特別養護老人ホームの新たな建設の誘導や整備はできなかったが、令和2(2020)年1月には、介護医療院が1か所開設している。</p> <p>・在宅サービスの供給については、給付費に不足が生じないように対応している。</p>	公有地を活用した誘導整備を今後も進めていく。
⑥区民が望む在宅療養生活の実現（計画冊子ページ:P31）			
取組内容	所管	令和3(2021)年度の取組状況と自己評価	今後の課題
<p>医療・介護従事者の支援のもと、区民が主体的に在宅療養生活についてプランニングし、自らが望む在宅療養生活を実現できるようにACP(アドバンスケアプランニング)の普及啓発を行います。</p>	地域包括ケア推進課	<p>自己評価：○</p> <p>・ACP(アドバンスケアプランニング)普及啓発事業として、区民向け講演会や区内医療・介護従事者向け研修会を企画し実施した。</p> <p>・普及啓発ツールとして、ACP(アドバンスケアプランニング)の標語を掲載した横断幕を作成し区役所に掲示した。</p>	区民へのACP(アドバンスケアプランニング)の普及啓発は、開始後間もないため限定的である。身近な地域で講演会を開催し、普及啓発を進めていく。
<p>区民が看取りを望む場所として、在宅での看取りを選択することができるように、看取りの対応ができる地域の医療・介護資源の確保と、医療・介護従事者が本人の意思を共有し連携が行われる体制の整備を目指します。</p>	地域包括ケア推進課	<p>自己評価：○</p> <p>・在宅療養相談窓口にて看取りに対応できる在宅療養支援診療所や訪問看護事業所等のコーディネートを実施した。</p> <p>・ACP(アドバンスケアプランニング)普及啓発事業として、区内医療・介護従事者向け研修会を企画し実施した。</p>	在宅での看取りやそれに対応する医療・介護サービスについての周知が進んでいないため、普及啓発が必要。

計画進捗管理シート

計画名称	高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画
課題	2 在宅医療と介護の連携
実現すべき状態	在宅での療養を必要とする高齢者が、状態の変化に応じ、適切な医療や介護を受けられる体制が整備されています。また、在宅療養に関わる医療機関や訪問看護ステーション、介護サービス事業所、その他のサービス提供者が連携して24時間365日切れ目ないサービスを提供することにより、安心して療養生活を送ることができます。
施策	2 在宅療養に関する区民への啓発、理解促進

主な取組			
①在宅療養、在宅での看取り等についての区民への啓発（計画冊子ページ:P32）			
取組内容	所管	令和3(2021)年度の取組状況と自己評価	今後の課題
在宅療養や在宅での看取り等について、講演会、ホームページ、パンフレット等による情報提供を推進します。 ACP(アドバンスケアプランニング)に取り組み、区民が自らの希望により尊厳を持った療養生活を選択できることを目指します。	地域包括ケア推進課	自己評価：○ ・在宅療養相談窓口にて看取りに関する相談に対応したり、看取りに対応できる医療介護事業所の情報提供を行った。 ・ACP(アドバンスケアプランニング)普及啓発事業として、区民向け講演会や区内医療・介護従事者向け研修会を企画し実施した。	区民へのACP(アドバンスケアプランニング)の普及啓発は、開始後間もないため限定的である。身近な地域で講演会を開催し、普及啓発を進めていく。
②かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬局の推進（計画冊子ページ:P32）			
取組内容	所管	令和3(2021)年度の取組状況と自己評価	今後の課題
医師会、歯科医師会、薬剤師会の「かかりつけ紹介窓口」の活用等、区民への啓発に努めます。	地域包括ケア推進課	自己評価：○ 中野区地域包括ケア推進会議在宅医療介護連携部会企画編集の在宅療養ハンドブックに「かかりつけ紹介窓口」を掲載し、在宅療養を検討している区民に配布している。	区民に訪問診療等に対応できる地域医療資源の周知が進んでいない。窓口の相談や在宅療養ハンドブックの配布を通して普及啓発を進める。



計画進捗管理シート

計画名称	高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画
課題	3 認知症対策と虐待防止
実現すべき状態	<p>認知症の本人や家族が、生活上の困難が生じた場合であっても重症化を予防しつつ、周囲や地域の理解と協力のもと、希望を持って、住み慣れた地域で尊厳が守られ、自分らしく暮らし続けることができます。</p> <p>認知症に対する正しい知識が普及され、地域住民をはじめ、医療・介護の関係機関による認知症の本人や家族、支援者への支援体制が整い、認知症の有無にかかわらず、通いの場や情報交換ができる身近な地域拠点が整備され、認知症になってもできる限り地域で継続して生活できる環境がつけられています。</p> <p>高齢者の虐待に対しては、早期発見・早期対応のための環境づくりが進んでいます。</p> <p>また、高齢者の権利が保障され、介護をする家族の負担を軽減するためのサービスが周知されています。</p>
施策	1 認知症とともに暮らすための地域支援体制の構築

主な取組			
①認知症への理解促進と地域での対応力の向上（計画冊子ページ:P35）			
取組内容	所管	令和3(2021)年度の取組状況と自己評価	今後の課題
講演会や研修、展示等の実施や「中野区版認知症ケアパス人生100年時代の備え！認知症あんしんガイド」の発行(更新)により、認知症について区民や関係機関の理解を更に促進するとともに、認知症について相談できる窓口の周知を進め、小さなきっかけから、予防や受診につながる可能性を広げていきます。	地域包括ケア推進課	自己評価：○ 区民・関係機関向けに「中野区版認知症ケアパス(人生100年時代の備え！認知症あんしんガイド)」を発行し、地域包括支援センターや区民活動センターに配置した。また、民生委員の協力を得て高齢者調査時に配布した。	若年性認知症を含めた認知症の相談先の周知が進んでいないため、継続して普及啓発に取り組む。
「認知症バリアフリー」を推進し、認知症になっても安心して暮らせる地域づくりを進めます。認知症サポーター、サポートリーダーを養成し、オレンジカフェ、家族会、グループホーム等で様々な活動が行われ、地域のネットワークが構築されるよう、積極的な支援を行います。 また、認知症の人が認知症になっても希望を持って住み慣れた地域で継続して暮らすことができる姿や自身の希望、必要としていることを発信するための支援を行います。	地域包括ケア推進課	自己評価：○ ・認知症への理解を促進するために、世界アルツハイマーデーに合わせ、認知症オレンジカフェ、家族会等と連携しパネル展や個別相談会を開催した。 ・区内各地域で認知症サポーター養成講座を実施した。さらに、ステップアップ講座の位置づけで、認知症サポートリーダー養成講座を実施している。	認知症の本人の参加の促進や声を発信する支援の取組に至っていない。
②認知症予防への取組（計画冊子ページ:P35）			
取組内容	所管	令和3(2021)年度の取組状況と自己評価	今後の課題
多くの研究から生活習慣病の予防や社会参加による社会的孤立の解消や役割の保持等に認知症の発症を遅らせる可能性が示唆されていることを踏まえ、正しい理解に基づき、予防を含めた認知症に備える取組が必要です。予防事業の充実と参加率の向上を図ります。	地域包括ケア推進課	自己評価：○ 地域包括支援センターと連携して認知症予防教室を実施し、認知症予防のための生活習慣や社会参加の勧奨を行った。	軽度認知障害(MCI)の人に向けた予防行動の勧奨が必要である。介護予防講座の参加支援を行う。

③認知症の早期発見・早期対応への取組（計画冊子ページ:P35）			
取組内容	所管	令和3(2021)年度の取組状況と自己評価	今後の課題
軽度認知障害(MCI)の段階で早期に診断され、状態に応じた適切な治療や支援が受けられるよう、認知症検診をモデル実施し、予防事業の利用促進や中野区医師会の「認知症アドバイザー制度」を活用して、認知症の専門医につなぐことのできる相談・支援体制を充実していきます。	地域包括ケア推進課	自己評価：○ 認知症検診事業検討委員会を設置し、事業実施に向けた検討を進めた。令和4(2022)年度に「中野区もの忘れ検診事業」として実施予定。	認知症検診を先行して実施した自治体の情報では、初年度は受診率が低い傾向がある。広報や受診案内の方法を工夫し、受診率向上に取り組む。
認知症疾患医療センター等と連携した事業を継続し、認知症が疑われる区民に対し、すこやか福祉センターに設置したアウトリーチチーム(地区担当)による早期発見や認知症初期集中支援チームによる対応を行います。	地域包括ケア推進課	自己評価：○ ・認知症初期集中支援チーム事業は、認知症が疑われる区民に、他機関と連携しながら対応した。 ・認知症疾患医療センターは、チーム員会議での助言や拠点型センターのアウトリーチ機能を活用し、同行訪問を実施した。	独居等キーパーソン不在や、攻撃的言動がある等、対応が困難で時間がかかる事例が増加しており、多職種による連携が一層求められる。
④地域での生活を支える介護サービス等の充実（計画冊子ページ:P36）			
取組内容	所管	令和3(2021)年度の取組状況と自己評価	今後の課題
小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、認知症高齢者グループホーム等、地域密着型サービスを中心として、認知症高齢者が地域での生活を継続していくために必要なサービスを拡充します。 また、介護サービスを補完する法外サービスにより、徘徊高齢者やその家族が地域で安心して暮らしていくことを支援します。	介護・高齢者支援課	自己評価：○ ・徘徊高齢者やその家族が、地域で安心して生活できるよう、必要なサービスを実施している。 ・認知症高齢者等個人賠償責任保険加入者数：85人(令和4(2022)年3月末現在) ・徘徊高齢者探索サービス加入者数：25人(令和4(2022)年3月末現在)	・徘徊高齢者探索サービスは、ここ数年、加入者数に大きな変化がないため、制度の広報等について検討する必要がある。 ・携帯電話の位置情報を活用した探索機能が普及してきた状況を考慮し、サービスの内容を見直す必要がある。
⑤認知症相談体制の強化（計画冊子ページ:P36）			
取組内容	所管	令和3(2021)年度の取組状況と自己評価	今後の課題
医療・介護従事者の認知症対応力向上のために研修を実施し、「医療・介護関係者向け認知症対応ガイドブック」を更新し発行します。	地域包括ケア推進課	自己評価：○ ・医療・介護関係者向けに研修会や連絡会を実施した。 ・「医療・介護関係者のための認知症対応ガイドブック」の情報を更新して発行し、関係機関に配布している。	「医療・介護関係者のための認知症対応ガイドブック」の活用が進んでいないため、関係機関への周知に取り組む。
認知症疾患医療センター等専門医や認知症初期集中支援チーム員会議を活用して、相談にあたる職員やケアマネジャー等介護関係職員の認知症に関する対応能力の向上を図ります。	地域包括ケア推進課	自己評価：○ 認知症初期集中支援チーム員会議に、地域包括支援センター及び関係ケアマネジャー等介護関係職員も参加し、認知症疾患医療センター等専門医の助言のもと対応を協議した。	複雑化・困難化した事例が増加しており、チーム員会議の機会を更に活用することが求められる。

<p>成年後見制度を利用する原因が認知症である割合が高い現状があることから、権利擁護事業を行う地域包括支援センターの対応能力の向上を図るため、法務等の支援を行います。</p>	<p>地域包括ケア推進課</p>	<p>自己評価：○ 東京三弁護士会よりそれぞれ交代で3人の弁護士による法務支援事業を実施し、地域包括支援センターの事例検討を行った。</p>	<p>8か所の地域包括支援センター間の事例の共有のため、事例集を作成する。</p>
<p>⑥認知症の本人や家族、支援者等への支援や居場所づくり（計画冊子ページ:P36）</p>			
<p>取組内容</p>	<p>所管</p>	<p>令和3(2021)年度の取組状況と自己評価</p>	<p>今後の課題</p>
<p>認知症やその対応方法について家族が正しい知識を持つことで介護の負担軽減を目的に講習会や家族介護教室を継続します。</p>	<p>地域包括ケア推進課</p>	<p>自己評価：○ 認知症講習会や定期的な個別相談会を開催し、認知症の対応方法について情報提供し、家族の介護負担の軽減を図った。</p>	<p>働く世代が相談できる機会の確保や講習会の参加促進が必要。</p>
<p>地域において認知症の本人や家族、支援者が孤立をしないために認知症の本人や家族、支援者が通うことができ、専門的な相談ができたり、気軽に情報交換ができる身近な地域拠点を整備し運営の支援を行います。</p>	<p>地域包括ケア推進課</p>	<p>自己評価：○ 認知症の人やその家族、支援者が交流・相談できる地域拠点の整備を含む、認知症地域支援推進事業の実施準備を進めた。</p>	<p>認知症地域支援事業の区民への周知と地域での定着を図る。</p>
<p>⑦若年性認知症への取組（計画冊子ページ:P36）</p>			
<p>取組内容</p>	<p>所管</p>	<p>令和3(2021)年度の取組状況と自己評価</p>	<p>今後の課題</p>
<p>若年性認知症の人の特性等について区民の理解を深めるよう啓発活動を行います。 また、若年性認知症専門の相談窓口を設置し、相談支援を行うとともに事例を蓄積し、ニーズに対応した支援体制や施策(サービス)の構築につなげます。</p>	<p>地域包括ケア推進課</p>	<p>自己評価：○ ・若年性認知症相談窓口の相談支援及び支援者向けの研修会を実施した。 ・地域の医療・介護従事者との連絡会を行い、支援方法についての検討や情報共有を行った。</p>	<p>若年性認知症への理解や相談先の周知が進んでいない。早期に必要な支援に繋がるよう、若年性認知症を含めた認知症の相談窓口の周知を強化する。</p>

計画進捗管理シート

計画名称	高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画
課題	3 認知症対策と虐待防止
実現すべき状態	<p>認知症の本人や家族が、生活上の困難が生じた場合であっても重症化を予防しつつ、周囲や地域の理解と協力のもと、希望を持って、住み慣れた地域で尊厳が守られ、自分らしく暮らし続けることができます。認知症に対する正しい知識が普及され、地域住民をはじめ、医療・介護の関係機関による認知症の本人や家族、支援者への支援体制が整い、認知症の有無にかかわらず、通いの場や情報交換ができる身近な地域拠点整備され、認知症になってもできる限り地域で継続して生活できる環境がつけられています。</p> <p>高齢者の虐待に対しては、早期発見・早期対応のための環境づくりが進んでいます。</p> <p>また、高齢者の権利が保障され、介護をする家族の負担を軽減するためのサービスが周知されています。</p>
施策	2 高齢者の虐待防止

主な取組			
①虐待防止のための啓発・広報活動（計画冊子ページ:P37）			
取組内容	所管	令和3(2021)年度の取組状況と自己評価	今後の課題
<p>どのようなことが虐待にあたるのか等、虐待に関する知識や成年後見制度の普及を促すため、パンフレットやポスター等の作成・配布、講演会の開催等、高齢者の人権を擁護するために必要な広報活動を強化します。</p> <p>また、高齢者虐待に関する区民等からの相談受付や通報先として位置づけている地域包括支援センターを積極的に周知していきます。</p>	福祉推進課	<p>自己評価：○</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人権パネル展として、中野駅ガード下ギャラリーで高齢者虐待の啓発パネルを展示した(12月4日～12日)。</li> <li>・障害福祉課と共催で、「成年後見制度における意思決定支援とは」と題した講演会を実施した(10月26日)。講師は水島俊彦 弁護士。</li> <li>・「コロナ禍における障害者・高齢者の虐待防止を考える」と題した講演会を実施した(2月22日)。講師は日本福祉大学 綿祐二教授。</li> </ul>	<p>10月、2月の講演会は会場とZoom開催のハイブリッド形式で実施した。今後も多くの方が参加しやすいZoom形式等での双方向の開催方法について検討を進めていく。</p>
②関係機関との連携強化（計画冊子ページ:P37）			
取組内容	所管	令和3(2021)年度の取組状況と自己評価	今後の課題
<p>潜在的な虐待の防止や見守り、発見時の迅速で適切な対応を行うため、地域包括支援センター職員やケアマネジャー等関係機関職員、専門家(弁護士、精神科医等)を含めた専門ケース会議を定期的開催し、連携を強化します。</p> <p>さらに、弁護士による地域包括支援センター法務支援事業を行い専門職との連携を強化します。</p>	福祉推進課	<p>自己評価：○</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者支援専門ケース会議を8月18日、11月16日、1月13日、3月8日の計5回実施した。</li> <li>・「養護者はなぜ虐待してしまうのか？」と題した講演会を実施した(10月6日)。講師は淑徳大学 山口光治教授。</li> </ul>	<p>10月の講演会は会場とZoom開催のハイブリッド形式で実施した。今後は、高齢者支援専門ケース会議についてもZoom開催で多くの関係者が参加できるような体制について検討していく。</p>

③高齢者虐待対応マニュアルの周知（計画冊子ページ:P37）			
取組内容	所管	令和3(2021)年度の取組状況と自己評価	今後の課題
虐待発見時の連絡体制や虐待相談・通報があった場合の対応、介護関係者が関与すべき範囲、困難事例への対応方法、個人情報の保護等、虐待に対する対応、連携体制等を内容とした中野区高齢者虐待対応マニュアル(第3版)の周知に努めます。	福祉推進課	自己評価：○ ・地域包括支援センター新規配属職員への区の体制の説明及び高齢者虐待対応マニュアルの配布を行った。 ・介護保険事業者集団指導の際、虐待対応の資料として希望する事業者への高齢者虐待対応マニュアルの配布について、周知を行った。	・介護保険事業者への高齢者虐待対応マニュアルの配布方法の検討。 ・個別支援会議等の場での参加事業者(ケアマネジャー)に対するマニュアル配布について検討を進める。
④緊急一時宿泊事業の実施（計画冊子ページ:P37）			
取組内容	所管	令和3(2021)年度の取組状況と自己評価	今後の課題
家族の入院等で介護者が急に介護できなくなった場合や高齢者虐待等で在宅生活の継続が困難になった場合等に利用できるよう、特別養護老人ホーム等の受入れ委託施設を確保し利用促進に努めます。	福祉推進課	自己評価：○ ・要綱改正を行い、利用期間を原則7日から14日に変更して利便性の向上を図った。 ・新たに特別養護老人ホーム1か所と委託契約を行い、利用先の拡充につなげた。	特別養護老人ホーム等の空きベッドを利用する運用となっているため、緊急時満床で利用できない事態も発生している。委託施設の更なる拡充について検討していく必要がある。
⑤介護ストレス解消のための相談対応や家族同士の交流の充実（計画冊子ページ:P38）			
取組内容	所管	令和3(2021)年度の取組状況と自己評価	今後の課題
専門的な相談対応や家族同士の交流を通じて家族の介護ストレスを解消するため、家族介護教室を実施します。	すこやか福祉センター	自己評価：○ 介護に係る専門職による講座やグループ懇談会を、区内社会福祉法人等に委託して実施した。実施にあたっては新型コロナウイルスの感染予防に配慮し、定員や時程等を工夫した。	引き続き新型コロナウイルス感染症の感染予防に配慮しながら、効果的なプログラムを実施していく。
地域において認知症の本人や家族、支援者が孤立しないために認知症の本人や家族、支援者が通うことができ、相談や情報交換ができるオレンジカフェ等の身近な地域拠点を整備し、運営の支援を行います。	地域包括ケア推進課	自己評価：○ ・区内19か所の認知症オレンジカフェの活動場所の確保や運営の支援を行った。 ・認知症の人やその家族、支援者が交流・相談できる地域拠点の整備を含む「認知症地域支援推進事業」の実施準備を進めた。	・新型コロナウイルス感染症の影響で活動休止中のオレンジカフェがあるため、活動再開に向けた支援を行う。 ・認知症地域支援事業の区民への周知と地域での定着を図る。

計画進捗管理シート

計画名称	高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画
課題	4 いつまでも安心して暮らし続けていけるための基盤整備
実現すべき状態	在宅での介護を必要とする高齢者が、身近な地域にあるサービスを利用して、安心して住み慣れた地域で暮らしています。また、生活スタイルに合わせた住宅が整備されています。 在宅での生活が困難になったときに、専門的なケアや訓練を行える入所型施設が十分に整備されています。
施策	1 在宅生活を支援するサービスの充実

主な取組			
①一人暮らし高齢者等への支援（計画冊子ページ:P41）			
取組内容	所管	令和3(2021)年度の取組状況と自己評価	今後の課題
一人暮らしや身寄りのいない高齢者等が地域で安心して生活するため、民生児童委員による高齢者訪問調査や社会福祉協議会が行う「あんしんサポート」、地域団体が行う見守り活動、地域包括支援センター、アウトリーチチーム(地区担当)等複数の関係機関が連携し、相談、支援、見守りを行う体制をつくります。	地域活動推進課	自己評価：○ 3年ぶりに実施した民生委員の高齢者訪問調査により、対象者の実態を把握することができた。調査の結果を受けて、地域包括支援センターやすこやか福祉センターの訪問が必要な人が545人判明し、必要な支援につなげた。	対面による訪問調査は、要支援者の実態を把握する上で有効な手段であるが、新型コロナウイルス感染症等の影響下においては、対面調査の手法も検討する必要がある。
②地域密着型サービス拠点の整備（計画冊子ページ:P41）			
取組内容	所管	令和3(2021)年度の取組状況と自己評価	今後の課題
区内の日常生活圏域ごとに、地域密着型サービスのうち小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供するサービス拠点を誘導整備します。	介護・高齢者支援課	自己評価：× 地域密着型サービス等を行う事業者の公募や土地所有者への周知を行ったが、小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供するサービス拠点を誘導整備することはできなかった。	引き続き事業者の公募や土地所有者への周知を行っていく。
③要介護高齢者等に対するショートステイの充実（計画冊子ページ:P42）			
取組内容	所管	令和3(2021)年度の取組状況と自己評価	今後の課題
区内の特別養護老人ホームに併設されているショートステイ(短期入所)施設のベッド数に加え、新規に整備誘導する特別養護老人ホームには定員の1割以上のショートステイの整備誘導を図り、ショートステイのベッド数を充実します。確保したベッドはショートステイのほか、家庭内の事情や災害等により在宅での生活が困難な方に対する緊急時の一時宿泊事業にも活用します。	介護・高齢者支援課	自己評価：× 新たに特別養護老人ホームを整備、誘導することができなかったため、ショートステイのベッド数の確保もできなかった。	公有地を活用した誘導整備を今後も進めていく。

計画進捗管理シート

計画名称	高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画
課題	4 いつまでも安心して暮らし続けていけるための基盤整備
実現すべき状態	在宅での介護を必要とする高齢者が、身近な地域にあるサービスを利用して、安心して住み慣れた地域で暮らしています。また、生活スタイルに合わせた住宅が整備されています。 在宅での生活が困難になったときに、専門的なケアや訓練を行える入所型施設が十分に整備されています。
施策	2 住み慣れた地域で暮らし続けるための住まいの確保

主な取組			
①高齢者のための住宅の確保（計画冊子ページ:P43）			
取組内容	所管	令和3(2021)年度の取組状況と自己評価	今後の課題
真に住宅に困窮している世帯が入居できるよう、区営住宅と福祉住宅を適切に運営します。	住宅課	自己評価：○ 住宅に困窮している所得が一定基準以下の住宅確保要配慮者が入居できるよう、指定管理制度を活用しながら適切な運営を行った。	将来にわたり区営住宅と福祉住宅を有効に活用していくために、計画的に修繕を実施していく必要がある。
緊急通報システムの導入強化や地域における見守り体制の充実により家主の持つ高齢者等の入居への不安感を取り除くとともに、中野区社会福祉協議会が行っている「あんしんサポート」の周知や、住まい探しの相談窓口の役割を担うNPO法人等への支援を行い、スムーズな入居を支援する仕組みづくりを行います。	住宅課	自己評価：○ ・家主等の持つ不安感を取り除くため、入居支援事業を見直し充実を図った。 ・入居支援事業と、区や社会福祉協議会、事業者の行う地域の見守りに関する事業を併せた案内を作成し、民生児童委員や地域包括支援センター、不動産店等に周知を行うことで、各団体・相談窓口の情報共有・連携を促進した。	個々の相談窓口や団体では担えない支援を補い合い、様々な切り口からアプローチできるような仕組みづくりを進めていく。そのためには、居住支援協議会などを通じ、団体相互の連携をさらに強化し、相談し合えるような環境づくりが重要である。
行政(住宅部門、福祉部門)、不動産関係団体、居住支援団体等が連携し一体となった居住支援協議会の効果的な事業運営により、生活支援が必要な高齢者と受け入れ先の賃貸人の双方に対し、入居時から退去時まで切れ目のない適切な支援を行います。	住宅課	自己評価：○ ・居住支援協議会が設立間もないことから、まず事業運営部会を中心に住宅、福祉両部門の相互理解を深めることに注力した。 ・相談マニュアルや、それぞれの窓口相互の連携のあり方などについて意見交換、情報交換を行った。セミナーの開催により、両部門の事例対応や課題認識などを共有できた。	引き続き、住宅、福祉両部門の相互理解の促進と連携強化を進めるため、高齢者と賃貸人の双方に対する情報共有を強化していく必要がある。
②認知症高齢者グループホームの誘導整備（計画冊子ページ:P43）			
取組内容	所管	令和3(2021)年度の取組状況と自己評価	今後の課題
認知症高齢者が身近な地域で安心して在宅生活を送るために、認知症高齢者グループホームについて、日常生活圏域ごとに必要とされるサービス量を見込み、生活圏域ごとにバランスよく整備できるよう事業者の誘導を行います。	介護・高齢者支援課	自己評価：△ 鷺宮圏域に、1施設(3ユニット27名定員)を新たに誘導、整備することができた。	引き続き地域密着型サービス等の公募や土地所有者への周知を行っていく。

③都市型軽費老人ホームの誘導整備（計画冊子ページ:P44）			
取組内容	所管	令和3(2021)年度の取組状況と自己評価	今後の課題
自立した生活が難しい低所得の高齢者に対し、安定した住まいを提供するため、都市型軽費老人ホームを整備します。	介護・高齢者支援課	自己評価：×	引き続き都市型軽費老人ホームの公募や土地所有者への周知を行っていく。
		都市型軽費老人ホームの公募や土地所有者への周知を行ったが、誘導整備することができなかった。	
④特定施設入居者生活介護の誘導（計画冊子ページ:P44）			
取組内容	所管	令和3(2021)年度の取組状況と自己評価	今後の課題
介護付有料老人ホームやケアハウス等の入居者が受ける特定施設入居者生活介護については、一定程度充足していると判断しています。今後も、東京都が示す区西部圏域の整備目標数の範囲で、優良なサービスの質と量が確保できるよう努めます。	介護・高齢者支援課	自己評価：○	引き続き都と連携を図りながら優良なサービスの質と量の確保に努めていく。
		東京都が示す区西部圏域の整備目標数の範囲で、協議を行った。	
⑤住宅型有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅の整備にかかる都区連携（計画冊子ページ:P44）			
取組内容	所管	令和3(2021)年度の取組状況と自己評価	今後の課題
区は都と連携を図りながら、住宅型有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅の区内の開設状況を踏まえ、適切なサービス基盤整備を進めていきます。また、施設内で介護サービスが利用できるように、住宅型有料老人ホームから介護付有料老人ホームへの指定支援を行っていきます。	介護・高齢者支援課	自己評価：△	住宅型有料老人ホーム等の運営事業者との連携を密にしていなければならない。
		・令和3(2021)年度中に、1か所の住宅型有料老人ホームと2か所の介護付有料老人ホームが開設された。 ・令和4(2022)年度に1か所の介護付有料老人ホームの開設が予定されている。	



計画進捗管理シート

計画名称	高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画
課題	4 いつまでも安心して暮らし続けていけるための基盤整備
実現すべき状態	在宅での介護を必要とする高齢者が、身近な地域にあるサービスを利用して、安心して住み慣れた地域で暮らしています。また、生活スタイルに合わせた住宅が整備されています。 在宅での生活が困難になったときに、専門的なケアや訓練を行える入所型施設が十分に整備されています。
施策	3 入所型施設の整備促進

主な取組			
①介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)の整備 (計画冊子ページ:P45)			
取組内容	所管	令和3(2021)年度の取組状況と自己評価	今後の課題
介護老人福祉施設については、令和3年度(2021年度)から令和5年度(2023年度)には開設できる予定がないため、令和7年(2025年)までの高齢者人口の増加や一人暮らし高齢者の増加の見込みを踏まえて、在宅での介護が困難となったときの入所施設として、地域密着型介護老人福祉施設も含め区内で100名定員の介護老人福祉施設の誘導整備を目指します。	介護・高齢者支援課	自己評価: × 事業者の応募がなかったため、施設の誘導や整備ができなかった。	公有地を含めて、施設の誘導や整備を進めていく。
②介護老人保健施設の整備 (計画冊子ページ:P45)			
取組内容	所管	令和3(2021)年度の取組状況と自己評価	今後の課題
令和元年(2019年)7月、区内に2か所目の介護老人保健施設(定員64人)が開設されました。区の北部と南部に1か所ずつ整備できたため、当面は整備を見送ります。	介護・高齢者支援課		
③介護医療院の誘導整備 (計画冊子ページ:P46)			
取組内容	所管	令和3(2021)年度の取組状況と自己評価	今後の課題
ここ数年は介護療養病床1か所で役割を担ってきましたので、第8期の整備目標は設定しませんが、将来的には医療的なケアを必要とする利用者の増加が見込まれるため、開設の意向がある事業者があれば、調整を行っていきます。	介護・高齢者支援課	自己評価: ○ 開設の意向のある事業者の応募はなかった。	引き続き、開設の意向がある事業者があれば、必要な情報の提供や関連部署との調整等を進めていく。

計画進捗管理シート

計画名称	高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画
課題	4 いつまでも安心して暮らし続けていけるための基盤整備
実現すべき状態	在宅での介護を必要とする高齢者が、身近な地域にあるサービスを利用して、安心して住み慣れた地域で暮らしています。また、生活スタイルに合わせた住宅が整備されています。 在宅での生活が困難になったときに、専門的なケアや訓練を行える入所型施設が十分に整備されています。
施策	4 災害や感染症等の発生に備えた体制整備

主な取組			
①災害時の避難に支援を要する区民への支援策と福祉避難所等の整備（計画冊子ページ:P47）			
取組内容	所管	令和3(2021)年度の取組状況と自己評価	今後の課題
「災害時個別避難支援計画書」の作成支援を行います。本人と支援者があらかじめ災害時の避難行動を確認しておくことで、発災時の的確な避難行動に備えています。名簿には計画書から避難行動に必要な情報も記載しており、有効に活用していきます。	地域活動推進課	自己評価：○ ・「災害時個別避難支援計画書」の作成を進め、3,648件の計画書が新たに作成された(令和4(2022)年3月末現在)。 ・避難行動要支援者名簿の更新を行った。	支援者のいない要支援者に対する支援について、町会・自治会、地域防災会、民生児童委員等と協力事業者が連携した見守り活動や有効的な救護活動について体制を構築する必要がある。
避難所に避難した被災者のうち、避難所生活を継続することが困難になった高齢者等については、区内の高齢者施設等15か所を高齢者対象の福祉避難所として指定し、救援、救護活動を行うこととしています。今後も、特養等の施設整備に合わせて福祉避難所の拡充を図っていきます。	防災危機管理課	自己評価：○ 避難所生活を継続することが困難になった高齢者等の救援、救護活動を実施する福祉避難所の指定か所を15か所から20か所に増やした。	更なる福祉避難所の拡充を図っていくことや新型コロナウイルス感染症対策を講じた福祉避難所の運営を考えていくことが必要である。
②感染症発生時等への対応のための事業継続支援（計画冊子ページ:P47）			
取組内容	所管	令和3(2021)年度の取組状況と自己評価	今後の課題
新型コロナウイルス等の感染防止対策には通常よりも多くの経費がかかるため、事業所に対して区独自の補助金を支給したり、国や都の協力も受けながらマスク等の衛生物品の優先供給を行ってきました。今後も、物品の配布等、事業継続に必要な支援を行います。	介護・高齢者支援課	自己評価：○ ・国や都の協力を得ながら、マスク等の衛生物品の配布等を継続している。 ・事業者が安定的に事業を継続できるよう、必要な支援を継続していく。	国等の行う事業の動向を注視し、事業者への正確な情報提供に努めていく。

計画進捗管理シート

計画名称	高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画
課題	5 介護保険制度の適正な運営
実現すべき状態	<p>地域包括支援センターやケアマネジャーが作成するケアプランにおいて、心身機能だけでなく、活動、参加の視点を取り入れるとともに、支援内容の適正化が図られ、対象者は、それに基づいた支援を受け、人としての尊厳を持って家庭や地域でその人らしい生活を送っています。</p> <p>また、認知症をはじめとして介護が必要となった場合や、重度化して医療行為が必要となった場合でも、地域の資源や、介護と医療の連携によるサービスが、家族や要介護者への十分なアセスメントのもとで提供できる体制が整っています。</p> <p>サービス利用者は、すこやか福祉センターと地域包括支援センターを中核として、困ったときにはいつでも相談できる相談支援体制が整えられています。</p> <p>サービス利用者は、提供されるサービスの内容や契約事項に関する情報、事業者の事業運営状況等の情報がわかりやすい形で入手できるとともに、サービス評価制度、苦情解決の仕組みにより、自分にあった健康福祉サービスを自ら選択し、利用しています。</p> <p>介護保険法に基づく介護サービスや公的なサービス提供の担い手である民間サービス事業者は、適正な競争により、個々の利用者のニーズにあった良質なサービスを提供しています。</p> <p>介護サービス事業所には、職歴の長いベテラン職員だけでなく様々な年代の職員がバランスよく配置され、キャリアや職層に応じた処遇となっています。</p> <p>介護職場における文書負担が軽減されるとともに、仕事のやりがいを感じられる職場となっており、介護サービス事業所のサービスが質・量ともに向上しています。</p>
施策	1 介護保険制度の適正な運営

主な取組			
①介護保険制度・介護サービス事業所の周知（計画冊子ページ:P51）			
取組内容	所管	令和3(2021)年度の取組状況と自己評価	今後の課題
<p>多様化する介護サービスの利用に向けて、必要なサービスの選択ができるよう、十分な情報の提供を行っていきます。地域の活動団体に対し介護保険制度の説明を行ったり、事業者の協力を得て行っている「介護の日」イベント等を通じて、制度周知に努めるとともに、事業所と一般区民との交流等によって気軽に介護保険の情報や知識を得られる機会の提供等の取組も引き続き実施します。</p> <p>また、介護職場や事業所の取組を区民に身近に感じてもらうために、中野区介護サービス事業所連絡会と協働して、パンフレットを作成し、広く周知を図る等の取組を行うとともに、介護サービス事業所の就労者の確保を支援するため、介護事業の理解を図る取組を支援します。</p>	介護・高齢者支援課	<p>自己評価：○</p> <p>・「介護の日」に、中野区介護サービス事業所連絡会と協力して、パネル展示や介護の仕事の魅力を発信する映像の上映等を行った。また、ケアマネジャーによる介護に関する相談受付を実施し、介護保険制度に関する情報等の周知に努めた。</p> <p>・介護サービス事業所の就労者の確保、介護事業の理解を図ること等を目的としたウェブサイトの運営への支援を行った。</p>	引き続き、介護保険制度の周知や介護サービス事業所の就労者の確保を支援していく必要がある。

②安定した制度運営のための取組（計画冊子ページ:P51）			
取組内容	所管	令和3(2021)年度の取組状況と自己評価	今後の課題
<p>長期的に安定した介護保険制度とするため、「みんなで支える」視点での周知や介護保険料の確実な徴収に努めていきます。</p> <p>また、保険料の改定においては、低所得者層に配慮し、より応能的な負担となるような保険料率・段階の設定を行います。</p>	介護・高齢者支援課	<p>自己評価：○</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保険料の確実な徴収に向けた取組として、口座振替加入の促進及びキャッシュレス決済の導入を行った。</li> <li>・保険料については、低所得者層に配慮した負担となるような料率・段階の設定を行った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・WEB口座振替受付サービスの導入等、手続の簡素化を行いながら、口座振替の勧奨、キャッシュレス決済の周知を進めていく。</li> <li>・第9期に向け、給付費の増加を考慮しながら、低所得者層にも配慮した負担となるよう、保険料率等の検討を進める必要がある。</li> </ul>
③医療を含む多職種、事業者間での連携促進（計画冊子ページ:P51）			
取組内容	所管	令和3(2021)年度の取組状況と自己評価	今後の課題
<p>中野区介護サービス事業所連絡会等への支援を引き続き行っていくとともに、医療関係職種との連携を促進するために、現場で医療系サービスを行う専門職による研修や報告会等を通じ、現場での医療ケアと介護サービスの連携を推進します。</p>	地域包括ケア推進課	<p>自己評価：○</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療・介護従事者の代表が部会委員を担う中野区地域包括ケア推進会議在宅医療介護連携部会を開催し、在宅療養に関する様々な課題について検討、情報共有した。</li> <li>・医療・介護従事者に向けて医療介護情報連携システムの利用促進を図った。</li> </ul>	<p>医療介護情報連携システムの利用が進んでいないため、周知と利用促進に取り組む。</p>
④苦情への対応・事故報告の活用（計画冊子ページ:P52）			
取組内容	所管	令和3(2021)年度の取組状況と自己評価	今後の課題
<p>サービス利用者から介護サービス事業所に対する苦情については、「利用者権利」という側面及び「適切なサービス提供が行われているか」という側面をチェックすることができる重要なものです。この認識を更に徹底して周知していくとともに、苦情をしっかりと受け止め、適正なサービス提供とその質の向上に活用していくよう、介護サービス事業所に対し、引き続き啓発及び指導を行います。</p>	介護・高齢者支援課	<p>自己評価：○</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・苦情等を聞き取る際には、利用者の立場に立った傾聴を行っている。</li> <li>・中立的な立場で事実確認を行い、介護サービス事業所に対して、適切なサービスが提供されるよう、必要な指導を行った。</li> <li>・集団指導の場を活用して、課題解決へのヒントとなる事例を紹介し、同様のトラブルが発生しないよう、啓発を行っている。</li> </ul>	<p>利用者が、安心して介護サービス事業所を利用し、適正なサービスを受けられるよう、利用者の声を受け止め、指導及び啓発に反映させていく。</p>
<p>事故報告については、事故内容・原因・改善策を分析し、介護サービス事業所に対する集団指導等の場で留意事項として周知する等、事故情報の共有化を図ることにより同種の事故の再発防止を図ります。重大な事故については、迅速な対応により利用者の安全確保及び再発防止を進めていきます。</p>	介護・高齢者支援課	<p>自己評価：○</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事故報告書の様式を国の指定様式に変更することにより、介護事業所の負担を軽減した。</li> <li>・提出された事故報告書の内容の分析を行い、集団指導の場を活用して情報を共有し、再発防止に努めている。</li> </ul>	<p>利用者が、安心して介護サービス事業所を利用し、適正なサービスを受けられるよう、利用者の声を受け止め、指導及び啓発に反映させていく。</p>

⑤高齢者の相談支援窓口の充実 (計画冊子ページ:P52)			
取組内容	所管	令和3(2021)年度の取組状況と自己評価	今後の課題
区内8か所の地域包括支援センターは、高齢者が安心して自立生活を送ることができるよう、24時間365日の相談支援サービスを提供しています。 身近な地域の相談先で、地域資源を活用したサービスや高齢者向けサービス、介護保険制度の情報等を得られやすくし、高齢者の自立をバックアップします。特に、多職種向けの研修等を通じて、認知症高齢者及び在宅療養者に対する対応能力の向上を図ります。	地域包括ケア推進課	自己評価: ○ ・地域包括支援センターは開設時間における窓口・電話・訪問による相談対応と、24時間電話受付による緊急の相談対応を行っている。 ・地域に応じたサービスの展開に加え、多職種向け研修を実施するほか、地域のケアマネジャーからの相談に応じる等、対応能力向上に努めている。	独居等キーパーソンが不在であったり、攻撃性がある等困難な事例が増加しており、多職種がより一層連携しての相談支援対応が求められる。
⑥(介護予防)ケアマネジメントの質の向上 (計画冊子ページ:P52)			
取組内容	所管	令和3(2021)年度の取組状況と自己評価	今後の課題
高齢者が要介護状態となること及び要支援・要介護状態からの悪化を防止することにより、高齢者自身が地域において自立した日常生活を送れるよう、関係機関等と連携し、中野区のケアマネジメントの基本方針に基づき、ケアマネジメントの質の向上を図っていきます。	介護・高齢者支援課	自己評価: ○ ・ケアプラン質の向上検討会を、介護サービス事業所連絡会や地域包括支援センターと協働で開催した。 ・居宅介護支援事業所の集団指導において、ケアマネジメントの基本方針等を周知した。	今後もケアマネジャーなど関係者とともにケアマネジメントの質の向上を図っていく。
⑦介護給付費の適正化 (計画冊子ページ:P52)			
取組内容	所管	令和3(2021)年度の取組状況と自己評価	今後の課題
ア 要介護認定の適正化 ・業務分析データ等を活用して、状況を把握します。 ・業務分析データ等を活用して、東京都や全国に対する区の介護認定調査の傾向を把握し、適正に介護認定調査が行われているか確認します。その結果を受け、個別指導や研修等によって調査の一層の適正化を図ります。 ・基準に則った審査が行われるよう、事務局内の情報共有を図るとともに、審査判定結果の点検や区の介護審査内容に関する傾向を分析し、審査会議長の会を通じて研修を行うことで、審査会ごとに差の生じない介護認定審査を行います。	介護・高齢者支援課	自己評価: △ ・業務分析データ等を活用した状況の把握や、東京都や全国との比較により、区の介護認定調査が、適正に行われているかを点検した。 ・区の介護認定審査内容に関する傾向の分析や、審査会議長の会を通じた研修を実施し、審査会ごとに差が生じないようにした。 ・新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、審査会議長の会の開催頻度が減り、情報交換の機会が減った。	新型コロナウイルス感染症の影響を受けることなく、情報交換の機会を持てるよう、各種会議の開催方法を検討する必要がある。
イ ケアプラン点検 ・ケアプラン質の向上検討会を地域包括支援センターの圏域ごとに実施します。提供事例のケアプランからアセスメントにおける気づきを促し、自立支援のケアマネジメント実践に活かす学びの場であり、各圏域内の居宅介護支援事業所に対して、検討会への参加及び検討結果の周知を行うことで、検討内容の共有化を図ります。 ・ケアプラン点検における「点検テーマ」を設定し、事業計画3年間で区内全居宅介護支援事業所の点検ができるよう計画し実施します。	介護・高齢者支援課	自己評価: ○ ・ケアプラン質の向上検討会を中野区介護サービス事業所連絡会や地域包括支援センターと協働で開催した(年8回)。 ・AIを活用した効果的・効率的なケアプラン点検の方策に関する調査研究事業への協力を行った。	今後も、ケアプラン点検を計画的に実施していく。

<p>ウ 住宅改修・福祉用具点検</p> <p>・住宅改修において、疑義が生じやすい改修内容や申請理由の類似する事例、改修費用にポイントを絞り、適切な給付が行われるよう効果的な実地調査を行います。</p> <p>・福祉用具貸与品目及び適正な価格について、事業者による利用者への説明や周知の徹底を図ります。また、軽度者の利用状況に着目し、特殊寝台の使用等、保険者への確認等必要な手続きが行われていることを点検し、適切な給付に向けた事業者への指導を行います。</p>	<p>介護・高齢者支援課</p>	<p>自己評価：○</p> <p>・住宅改修・特定福祉用具販売において、見積書・図面・写真等書類の確認を徹底した。</p> <p>・福祉用具の再購入については、必ず事前に区の担当との相談を実施した。</p> <p>・主に軽度者の住宅改修・福祉用具貸与に関して、リハビリテーション専門職が現地に同行し、高齢者の状態確認や助言等を行った。</p>	<p>・住宅改修において、疑義が生じるような場合は、ケアマネジャー等から状況を正確に把握し、給付の必要性について、区の内部で慎重に検討を行う。</p> <p>・利用者への説明や必要な手続きが確実に行われるよう、事業者に対して、正確な情報を周知していく。</p> <p>・福祉用具購入に関しては、身体状況と家族の介護力等を総合的に勘案して、適正な審査に努める。</p>
<p>エ 縦覧点検・医療情報との突合</p> <p>・介護事業者から請求されている内容について、縦覧点検(算定回数、重複請求、計画費等)を行うほか、医療情報突合リストに保険者が点検するものがないか定期的に確認します。請求に誤りがあれば事業所に過誤申立て等するよう通知するとともに、必要に応じて事業者への指導を行います。</p>	<p>介護・高齢者支援課</p>	<p>自己評価：○</p> <p>・縦覧点検(算定回数、重複請求、計画費、入退所を繰り返す受給者、軽度者福祉用具貸与)及び医療情報突合の点検を行った。</p> <p>・請求誤りがある場合には事業者へ通知を行った。</p>	<p>点検結果により過誤申立てを通知した場合、その以降の請求事務が適正に処理されているかを確認していく。</p>
<p>オ 介護給付費通知</p> <p>・通知内容や発送回数及び時期を工夫して、わかりやすい介護給付費通知を送付します。また、介護保険システムで作成することで、作業効率を高めて実施します。</p> <p>・受給者へ確実に周知されるよう、介護保険だより等、他の通知や広報媒体と同封して送付する等、周知方法を工夫します。</p>	<p>介護・高齢者支援課</p>	<p>自己評価：○</p> <p>平成30(2018)年度から、毎年3月に介護保険システムで通知書を作成し、通知の見方やQ&amp;Aなどを記載したリーフレットを同封している。</p>	<p>今後も効率的な事務処理方法を検討していく。ただし、給付と関係のない他の通知書や広報媒体を無秩序に同封することは、受給者等の混乱を招く恐れもあることから、現行方式が浸透するまで必要最小限に留める。</p>
<p>カ 給付実績の活用</p> <p>・介護給付適正化システムを活用して、様々な条件により不適切な可能性のある給付実績を抽出し、点検及び事業者への確認後、過誤調整等の指導を行います。</p>	<p>介護・高齢者支援課</p>	<p>自己評価：○</p> <p>・介護給付適正化システムを利用して給付実績を確認し、ケアプラン点検等に活かした。</p>	<p>介護給付適正化システムの更なる活用方法を検討していく。</p>

計画進捗管理シート

計画名称	高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画
課題	5 介護保険制度の適正な運営
実現すべき状態	<p>地域包括支援センターやケアマネジャーが作成するケアプランにおいて、心身機能だけでなく、活動、参加の視点を取り入れるとともに、支援内容の適正化が図られ、対象者は、それに基づいた支援を受け、人としての尊厳を持って家庭や地域でその人らしい生活を送っています。</p> <p>また、認知症をはじめとして介護が必要となった場合や、重度化して医療行為が必要となった場合でも、地域の資源や、介護と医療の連携によるサービスが、家族や要介護者への十分なアセスメントのもとで提供できる体制が整っています。</p> <p>サービス利用者は、すこやか福祉センターと地域包括支援センターを中核として、困ったときにはいつでも相談できる相談支援体制が整えられています。</p> <p>サービス利用者は、提供されるサービスの内容及び契約事項に関する情報、事業者の事業運営状況等の情報がわかりやすい形で入手できるとともに、サービス評価制度、苦情解決の仕組みにより、自分にあった健康福祉サービスを自ら選択し、利用しています。</p> <p>介護保険法に基づく介護サービスや公的なサービス提供の担い手である民間サービス事業者は、適正な競争により、個々の利用者のニーズにあった良質なサービスを提供しています。</p> <p>介護サービス事業所には、職歴の長いベテラン職員だけでなく様々な年代の職員がバランスよく配置され、キャリアや職層に応じた処遇となっています。</p> <p>介護職場における文書負担が軽減されるとともに、仕事のやりがいを感じられる職場となっており、介護サービス事業所のサービスが質・量ともに向上しています。</p>
施策	2 介護サービス事業所の支援と質の向上

主な取組			
①介護人材の確保と専門職のスキルアップや研修の体系化（計画冊子ページ:P55）			
取組内容	所管	令和3(2021)年度の取組状況と自己評価	今後の課題
<p>介護人材の裾野を広げる施策として、介護の魅力ややりがいについて区民の理解が深まる取組を推進していきます。</p> <p>また、総合事業の担い手養成事業を継続しながら、入門的研修へ移行し、研修修了者に対して介護施設等とのマッチングまでの一歩支援を行います。</p> <p>さらに、介護職員初任者研修や実務者研修、生活援助従事者研修の受講費用助成、介護福祉士の受験費用助成といった、職員のやる気に応じて資格を取得しながらキャリアアップしていく流れを支援します。</p>	介護・高齢者支援課	<p>自己評価：○</p> <p>・介護保険制度に関する入門的研修を実施した。</p> <p>・研修受講費用の助成を行うことで、介護保険事業所の職員の負担軽減を図った。</p>	<p>入門的研修については、周知方法を検討し、参加者数を増やす必要がある。</p>
<p>ケアマネジャーをはじめ、ヘルパー等のサービス従事者に対して、スキルや知識のレベルアップの研修を実施し、サービスの質の向上を目指します。これらの研修の実施にあたっては、研修の体系化への取組を事業者と十分に連携しながら進めていくことにより、現場での必要性や要望を考慮した研修を実施できるようにします。</p>	介護・高齢者支援課	<p>自己評価：○</p> <p>ケアマネジャーやヘルパー等を対象として、各種研修を体系的、計画的に実施することができた。</p>	<p>引き続き、中野区介護サービス事業所連絡会と連携を図りながら、優良なサービスの質と量が確保できるよう努める。</p>
<p>以上の研修に加え、事業所職員の段階的なキャリアアップのための研修等を行うことにより従事者等の定着を支援します。さらに今後、国が行うスキルアップの体制の変更や処遇改善策に適切に対応し、都等の施策との整合性を図りながら介護人材の確保・定着のための必要な支援を行います。</p>	介護・高齢者支援課	<p>自己評価：○</p> <p>キャリアアップや介護人材の確保・定着のための各種研修を実施した。</p>	<p>引き続き、東京都や中野区介護サービス事業所連絡会と連携を図りながら、優良なサービスの質と量が確保できるよう努める。</p>

②組織マネジメントへの支援と介護従事者のメンタルヘルスの向上（計画冊子ページ:P55）			
取組内容	所管	令和3(2021)年度の取組状況と自己評価	今後の課題
<p>組織マネジメントについての事業所管理者向け研修や、コミュニケーションスキル、コンプライアンスに関する研修等により、介護現場や職場内の具体的な課題を解決するための支援を行います。また、働きやすい介護職場に資するため、介護サービス事業所が活用できる国・都の支援事業についても周知を図っていきます。</p> <p>さらに、個別のケアを行うことの多い介護従事者にとってメンタルヘルスへの配慮が必要であること等から、介護サービス事業所の人材育成担当者への啓発や従事者向けの研修も行います。</p>	介護・高齢者支援課	<p>自己評価：○</p> <p>介護現場や職場内の具体的な課題を解決できるよう、介護サービス従事者に対する研修を開催した。また、東京都の研修の周知及び推薦関連事務等を実施した。</p>	引き続き東京都や中野区介護サービス事業所連絡会と連携を図りながら、優良なサービスの質と量が確保できるよう努める。

③事業者指定等管理事務の整備（計画冊子ページ:P56）

取組内容	所管	令和3(2021)年度の取組状況と自己評価	今後の課題
<p>地域密着型サービス事業、居宅介護支援事業及び介護予防・日常生活支援総合事業を行う事業所について、区民が、介護が必要になっても可能な限り住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、指定基準に沿った良質なサービスを提供できる事業所の指定等を行います。</p> <p>また、子ども・高齢者・障害者等すべての人々が地域・暮らし・生きがいをともに創り、高めあうことができる地域共生社会の実現に向けた取組として、高齢者と障害者(児)が同一の事業所で一体的にサービスを受けられる共生型サービス事業所の指定についても円滑に進めていきます。</p>	介護・高齢者支援課	<p>自己評価：○</p> <p>・地域密着型サービス事業所等の指定にあたり、指定基準に合致しているかを審査し、良質なサービスを提供できる事業所の指定を行っている。</p> <p>・令和3(2021)年度は共生型サービス事業所の指定申請はなかった。</p>	国が導入を進める「介護サービス情報公表システム」を活用した、新たなオンラインによる指定申請システムの導入を積極的に進めていく。



④介護サービスの提供を担う民間サービス事業者に対する指導監督業務の効率化等（計画冊子ページ:P56）			
取組内容	所管	令和3(2021)年度の取組状況と自己評価	今後の課題
<p>区が介護保険事業者指定権限を持つ地域密着型サービス事業、居宅介護支援事業及び介護予防・日常生活支援総合事業を行う事業所を主な対象として、事業所の運営及びサービスの提供が適切に行われるよう、個別事業所への実地指導を実施します。</p> <p>また、サービス種別ごとに「介護サービス事業所集団指導」を開催し、介護サービス事業所が適正な水準で運営が行えるよう集団での指導を実施します。</p> <p>指導監督業務の実施にあたり、指導実施方針及び指導計画を作成し、指導・確認項目の見直しや事業者負担の軽減等指導体制の効率化を進めるとともに、指導監督業務を通じて介護サービスの質の向上を目指します。</p>	介護・高齢者支援課	<p>自己評価：○</p> <p>・実地指導は、新型コロナウイルス感染症の影響により、当初計画を縮小して実施した一方で、Zoomを使ったオンラインによる指導を試行した。</p> <p>・集団指導は、区が指定するすべての事業所を対象として、区のホームページへ資料を掲載することによる書面形式で実施した。</p> <p>・指導監督業務の実施にあたっては、国の定める「実地指導の標準化・効率化等の運用指針」に従い、事業者の負担軽減に努めた。</p>	<p>・実地指導におけるオンラインでの実施について、課題や改善点等を検証し、今後の実施のあり方を検討する。</p> <p>・集団指導においても、従来の講義形式に加え、他自治体の実施方法も参考として、書面形式、動画形式など効果的な実施方法を検討する。</p> <p>・国の定める「実地指導の標準化・効率化等の運用指針」に基づき、実地指導の実施方法を見直し、介護サービスの質の向上を図る。</p>
<p>ICT化の推進のための補助制度等を活用することで業務を効率化し、質の高い介護サービスの提供や増え続ける介護需要に対応する事業所を支援します。</p>	介護・高齢者支援課	<p>自己評価：○</p> <p>地域・社会資源把握支援システムを活用した情報提供や介護保険指定事業者等管理システムの活用を進めた。</p>	<p>申請等のオンライン化に向けた検討を進める必要がある。</p>
⑤第三者評価受審の推進（計画冊子ページ:P56）			
取組内容	所管	令和3(2021)年度の取組状況と自己評価	今後の課題
<p>介護サービス事業所に対して外部から評価を行うことにより、サービス内容の改善や水準の向上を図るとともに、公開された評価結果を事業所情報としてサービス選択に役立てるため、第三者評価を介護サービス事業所が定期的に受審するための費用助成を引き続き行います。</p>	介護・高齢者支援課	<p>自己評価：○</p> <p>第三者評価の受審が義務化されている認知症対応型グループホーム、受審が都の経営支援補助金の交付条件となっている特別養護老人ホームのほか、受審が義務化されていない(看護)小規模多機能居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、都市型軽費老人ホームについても費用助成を実施し、受審を促進した。</p>	<p>受審事業所を増やすため、費用助成制度の周知を徹底する。</p>
⑥区内の学校に通う学生への働きかけ（計画冊子ページ:P56）			
取組内容	所管	令和3(2021)年度の取組状況と自己評価	今後の課題
<p>高校生を対象に介護職についてのセミナーを開催する等、介護職についてのイメージの実態把握と、介護職に前向きなイメージを持たせる取組を行います。また、区内の専門学校生や大学生についても、介護人材の裾野を広げるとともに、将来の介護分野を任せられる人材を区として育成するために、教育機関と日常的な連携を深めつつ、介護人材となりうる学生への働きかけを行います。</p>	介護・高齢者支援課	<p>自己評価：○</p> <p>学生が、介護保険制度の仕組みや担い手について、分かりやすく理解できるよう、授業用教材として、区のパンフレット「みんなでささえる介護保険」を帝京平成大学に提供した。</p>	<p>介護人材の確保に向け、介護職をやりがいのある職業として、その魅力を効果的に発信していく必要がある。</p>